

P27-21 具体例 資料 ←3/31 追加

- 【誤】・ 払込金額及び株式数：役員から報酬債権3,000万円の現物出資を受け、特定譲渡制限付株式300株を交付する。
- ・ 資本金組入額：払込金額の全額
 - ・ 譲渡制限期間：3年
 - ・ 譲渡制限解除の条件：譲渡制限期間中、勤務を継続すること。
- 【正】・ 払込金額及び株式数：役員から報酬債権3,000万円の現物出資を受け、特定譲渡制限付株式300株を交付する。
- ・ 資本金組入額：払込金額の全額
 - ・ 譲渡制限期間：3年
 - ・ 譲渡制限解除の条件：譲渡制限期間中、勤務を継続すること。
 - ・ 事前確定届出給与の要件は満たしているものとする。

P27-21 具体例 一つの目の図表 ←3/31 追加

【誤】

譲渡制限 解除時 3年目	会計 処理	(株式報酬費用) 1,000 (前払費用) 1,000	別四 株式報酬費用認容 2,000 (減・留)
	税務 処理	(役員報酬) 3,000 (報酬債権) 3,000	

【正】

譲渡制限 解除時 3年目	会計 処理	(株式報酬費用) 1,000 (前払費用) 1,000	別四 株式報酬費用認容 2,000 (減・留)
	税務 処理	(役員報酬) 3,000 (報酬債権) 3,000 <u>※法法54適用 (損金算入)</u>	

【誤】

時点	処理		申告調整
2年間役員提供後に退任(2年分を譲渡制限解除、残りは無償取得)	会計処理	(株式報酬費用) 1,000 (雑損失) 1,000 (前払費用) 2,000	別四 雑損失損金不算入 1,000 (加・社)
	税務処理	(株式報酬費用) 1,000 (その他流出) 1,000 (報酬債権) 2,000	株式報酬費用否認 1,000 (加・留) 株式報酬費用認容 2,000 (減・留)

【正】

時点	処理		申告調整
2年間役員提供後に退任(没収による無償取得)	会計処理	(株式報酬費用) 1,000 (雑損失) 1,000 (前払費用) 2,000	別四 株式報酬費用等否認 2,000 (加・留)
	税務処理	(その他流出) 3,000 (報酬債権) 3,000 ※法54不適用(損金とならない。税務上の「報酬債権」を消去するのみ。)	報酬債権認定損 3,000 (減・留) 報酬債権認定損否認 3,000 (加・社外) ※この調整により所得はゼロ、税務上の純資産は消去される(利益積立金額を構成しない)。

【追記】税務処理(税務仕訳)の借方は、益金・損金でなく、税務上の資産・負債の項目でもないため、便宜上「その他流出」としている。

【誤】個別評価

一括債権

【正】個別評価

金銭債権

上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・応用編] (EL26013)

P33-6 (1)② ←3/31 追加

【誤】商品等を積送した日ではなく、委託者が販売した日

【正】商品等を積送した日ではなく、受託者が販売した日

P36-6 (1)① 取り扱い3行目 ←3/31 追加

【誤】算出される損失の額 → 損失の額に算入

【正】算出される損失の額 → 損金の額に算入

上級フォーサイト 租税法 テキスト [所得税法] 第2版 (EM26024)

P4-3-18 サイド欄 条文2つ目 2行目 ←4/22 追加

【誤】措法41の16②

【正】措法41の16の2

P116 (4) ① 別表五 (一) の記載 ←4/22 追加

【誤】

別表五 (一) I	取扱い	別表五 (一) II
納税充当金	会計で計上された未払法人税等 (法人税等・住民税等・事業税等) → 会計上負債であるが、 税務上は負債とならない (別表五 (一) では正数表示) → 損金経理した納税充当金 は別表四 (加・留)	納税充当金の計算
未納法人税等 未納道府県民税 未納市町村民税	確定した税額 (事業税等を除く) → 税務上負債となる。 (別表五 (一) では負数表示)	納付の状況から転記

【正】

別表五 (一) I	取扱い	別表五 (二)
納税充当金	会計で計上された未払法人税等 (法人税等・住民税等・事業税等) → 会計上負債であるが、 税務上は負債とならない (別表五 (一) では正数表示) → 損金経理した納税充当金 は別表四 (加・留)	納税充当金の計算
未納法人税等 未納道府県民税 未納市町村民税	確定した税額 (事業税等を除く) → 税務上負債となる。 (別表五 (一) では負数表示)	納付の状況から転記

租税法 法人税・基礎2 過去問チャレンジ (EM26012)

P31・32-3 解答1. 有利判定

【誤】① 特別償却（即時償却）を行うことによる

所得に対する法人税額への影響額

$$20,000,000 \times 23.2\% = 4,640,000$$

② 特別控除 $20,000,000 \times 5\% = 1,000,000$

③ 判定 ① > ② ∴ 即時償却の方が効果大

【正】① 特別償却（即時償却）を行うことによる

所得に対する法人税額への影響額

$$20,000,000 \times 23.2\% = 4,640,000$$

② 特別控除 $20,000,000 \times 5\% = 1,000,000$

通常の減価償却による所得に対する法人税額への影響額

$$20,000,000 \times 0.286^* \times 23.2\% = 1,327,040$$

$$\text{*イ} \quad 20,000,000 \times 0.286 = 5,720,000$$

$$\text{ロ} \quad 20,000,000 \times 0.08680 = 1,736,000$$

$$\text{ハ} \quad \text{イ} > \text{ロ} \quad \therefore \text{ハ}$$

法人税額への影響額 合計 $2,327,040$

③ 判定 ① > ② ∴ 即時償却の方が効果大

租税法 所得税 過去問チャレンジ (EM26014)

P2-3・4共-21 [資料] 2. (4) ←3/31 追加

【誤】

内容	業務の用に供した年月	法定耐用年数	取得価額	令和6年1月1日現在の帳簿価額
事務機器 1台	平成31年 1月	5年 (償却率0.200)	350,000円	70,000円
エアコン 1台	令和3年 7月	6年 (償却率0.167)	300,000円	174,750円

【正】

内容	業務の用に供した年月	法定耐用年数	取得価額	令和7年1月1日現在の帳簿価額
事務機器 1台	平成31年 1月	5年 (償却率0.200)	350,000円	70,000円
エアコン 1台	令和3年 7月	6年 (償却率0.167)	300,000円	174,750円

P5・6共-6 [資料1] ① ←3/9 追加

【誤】 分離課税となる所得金額

上場株式等に係る譲渡所得の金額 △200,000円

一般株式等に係る譲渡所得の金額 △500,000円

【正】 分離課税となる所得金額

上場株式等に係る譲渡所得の金額 △170,000円

一般株式等に係る譲渡所得の金額 △500,000円